

「リサイクル阻害要因説明書」の提出が必要な工事

再生資源利用〔促進〕実施書（様式2 再生資源利用促進実施書－建設副産物搬出工事用－）
（各シートのp4）において、①、②の「搬出先の種類コード*13」で、
下記のいずれかを選択した場合に提出

建設副産物（搬出）の種類	搬出先の種類コード*13
<p>①建設資材廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none">・コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材A・建設発生木材B・建設汚泥・建設混合廃棄物	<p>「7.中間処理施設(単純焼却)」 「8.廃棄物最終処分場(海面処分場)」 「9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)」 を選択</p> <p>(※「建設副産物搬入施設の市内搬出先一覧表 (神戸市土木技術管理委員会作成)」記載の施設へ搬出した場合は、 リサイクル阻害要因説明書の提出対象工事に該当しません)</p>
<p>②建設発生土</p>	<p>「6.工事予定地・仮置場・ストックヤード」 「9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)」 「10.土捨場・残土処分場」 を選択</p> <p>(※布施畑環境センター、淡河環境センター、神戸空港島への搬出は 工事間流用となるため、 リサイクル阻害要因説明書の提出対象工事に該当しません)</p>

